

滋賀県の緊急事態宣言解除を受けた

当所主催事業・イベント・会合等への対応について

2021年9月30日

守山商工会議所

滋賀県の緊急事態宣言が解除されることを踏まえ、当所主催事業等について、10月1日から下記のとおり対応するものとします。

記

1. 事業実施の開催基準

次の「3つの条件」(3密)が重なった場での事業実施は避けることとします。

- ①換気の悪い密閉空間(密閉)
- ②人が密集している(密集)
- ③近距離での会話や発声が行われる(密接)

(この条件をクリアできる環境でのみ、事業を実施することとします)

【事業等実施にあたっての注意事項】

上記「3つの条件」をクリアするため、以下のとおり対応します。

- ①「換気の悪い密閉空間」⇒適宜、会場内の換気を行います。
- ②「人が密集している」⇒出席人数を限定するなど、会議規模の縮小を行います。
- ③「近距離での会話や発声が行われる」⇒会場のレイアウトについて、一定の距離を確保した対面形式や教室形式等で対応します。

2. 当所主催の会議等について

(1) 議員総会・常議員会・各委員会等

- ①原則開催します。

今後の感染拡大状況によっては、リモート、書面等で開催します。

- ②説明、報告事項等については、簡潔な説明に努め、時間短縮を行います。

《開催の際の留意事項》

- ・咳や熱など風邪の症状がある場合は、参加をご遠慮いただきます。
- ・会場ではマスク着用、手消毒の徹底をお願いします(受付等にはマスク、消毒液を設置)。

(2) 上記以外の会議、セミナー、講演会、イベント等

上記「開催基準」をクリアできる会議・セミナー・講演会等については、以下の人数規模により、開催するものとします。

【屋内・収容定員有り・マスク取り外し無し】 収容定員の2/3以内

【屋内・収容定員有り・マスク取り外し有り(注1)】 収容定員の1/2以内

(注1)イベント中に食事を伴う、あるいはマスクを外して発声・歌唱・楽器演奏を行う場合等です。

【屋外(または屋内の収容定員無し)】 十分な人と人との間隔(1 m以上)が担保できる人数

※人数による上限は設けないが、1,000人超の場合は事前に滋賀県へ相談が必要です。

ただし、上記規模のイベント・集会であっても、次の事項に留意の上、開催するものとします。

①手洗い、マスクの着用など感染防止対策を講じること。

②少しでも症状がある場合は、イベント・集会に参加させないこと。

③3密(密閉・密集・密接)を回避すること。

④マスクを外す場合は、会話をしないこと。

マスクをしていても、合唱、コーラス等のイベントは、収容定員の1/2以内とすること。

(3) 懇親会・交流会(飲食を伴うもの)

飲食を伴う懇親会・交流会は、守山市・守山商工会議所が推進する「3密を避けた市内飲食店利用推進事業」の感染防止ガイドを基準に開催します。

【参考】

※感染防止ガイドの一例

・会場の入り口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、換気を行う。

・人と人が対面する場所はパーティションやビニールカーテンを設ける。または、人と人との間隔を十分確保する。

(4) 会議室の貸し出しについて

10月1日から再開します。但し、感染対策を実施したうえで、収容人数は以下のとおりとします。

収容定員の2/3以内(マスク取り外し無し)

収容定員の1/2以内(マスク取り外し有り)

3 「3密を避けた市内飲食店利用促進事業」(登録飲食店における飲食)について 県の「Go To Eat 事業」の再開にあわせて再開します。